

19

60歳台前半の在職老齢年金

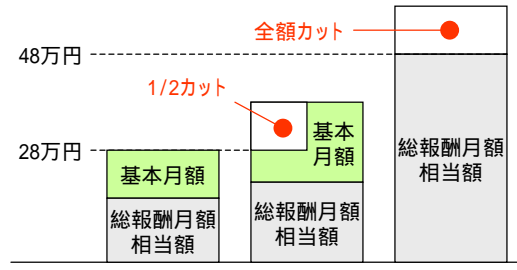
60歳以上65歳未満で在職して厚生年金に加入している場合は、その報酬金額次第で本来受給できる**定額部分・報酬比例部分・加給年金**の一部または全部が支給停止となります。したがって一定金額以上の報酬がある場合は年金を1円も受給することができません。

しくみのポイント

総報酬月額相当額と基本月額（加給年金を除く年金の月額）に応じて支給停止額が決まります。

- 総報酬月額相当額(A) + 基本月額(B) = (C)とすると、
 - (C)が28万円以下であれば、カットされずに基本月額を**全額受給**できます。
 - (C)が28万円を超えると、基本月額から超えた金額の**1/2がカット**されます。
 - (A)が48万円を超えると、超えた分は**全額カット**されます。

総報酬月額相当額：【標準報酬月額】+【その月を含め前12ヶ月間の標準賞与額の合計額の1/12】
標準報酬月額：1等級98,000円～30等級620,000円まで。
標準賞与額：賞与ごとに1,000円～150万円まで。(1,000円未満切捨て年間3回まで)
基本月額：定額部分と報酬比例部分の合計年金額（報酬比例部分のみを受給している場合はその年金額）の1/12。加給年金の金額は含めません。
加給年金：在職老齢年金が一部でも支給されていれば減額されずに本来の金額が支給されますが、全額支給停止になると全額ストップします。



報酬額と年金額(モデル)

右表の**モデル年金額**は、定額部分受給開始前の年齢であれば報酬比例部分のみ。定額部分開始後であれば定額部分と報酬比例部分の合計額となります。

全額支給	一部停止	全額停止
------	------	------

		モデル年金額（報酬比例のみ、または定額+報酬比例の年金額）							
		60万	90万	120万	150万	180万	210万	240万	270万
年額		5万	7.5万	10万	12.5万	15万	17.5万	20万	22.5万
月額		5万	7.5万	10万	12.5万	15万	17.5万	20万	22.5万
モデル賃金 (総報酬月額相当額)	10.4万円	全額支給						18.8	20.05
	12.6万円	全額支給						16.45	17.7
	14.2万円	全額支給						14.4	15.65
	16.0万円	全額支給						12.25	13.5
	18.0万円	全額支給						11.25	12.5
	20.0万円	全額支給						10.25	11.5
	22.0万円	全額支給						9.25	10.5
	24.0万円	4.5	5.75	7.0	8.25	9.5	10.75	12.0	
	26.0万円	3.5	4.75	6.0	7.25	8.5	9.75	11.0	
	28.0万円	2.5	3.75	5.0	6.25	7.5	8.75	10.0	
	30.0万円	1.5	2.75	4.0	5.25	6.5	7.75	9.0	
	32.0万円	0.5	1.75	3.0	4.25	5.5	6.75	8.0	
	34.0万円	0.75		2.0	3.25	4.5	5.75	7.0	
	36.0万円	1.0		2.25	3.5	4.75	6.0	7.25	
	38.0万円	1.25		2.5	3.75	5.0	6.25	7.5	
41.0万円	1.0		2.25	3.5	5.0	6.25	7.5		
44.0万円	0.75		2.0	3.25	4.5	5.75	7.0		
47.0万円	0.5		1.75	3.0	4.25	5.5	6.75		
50.0万円	全額停止		1.5	2.75	4.0	5.25	6.5		

(単位:万円)

~~~~~  
**失業給付との併給調整**：在職老齢年金を受給している人が退職すると、支給停止が解除され年金を全額受給できるようになりますが、60歳～64歳の人で雇用保険の失業給付（基本手当）を受給している場合、その間は全額支給停止になります。  
**高齢雇用継続給付との併給調整**：在職老齢年金と高齢雇用継続給付を併給する場合は、在職老齢年金の一部（最高で標準報酬月額の6%）が支給停止されます。  
**60歳台前半の在職老齢年金制度**：加給年金を除く定額部分と報酬比例部分の合計額の1/12（基本月額）で判定します。

| 条件                     |                 | 支給停止額（月額）    |                                                |
|------------------------|-----------------|--------------|------------------------------------------------|
| 総報酬月額相当額 + 基本月額 ≤ 28万円 |                 | 全額支給（支給停止なし） |                                                |
| 総報酬月額相当額 + 基本月額 > 28万円 | 総報酬月額相当額 ≤ 48万円 | 基本月額 ≤ 28万円  | (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2                 |
|                        | 総報酬月額相当額 > 48万円 | 基本月額 > 28万円  | (総報酬月額相当額) × 1/2                               |
|                        |                 | 基本月額 ≤ 28万円  | (48万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 48万円) |
|                        |                 | 基本月額 > 28万円  | (48万円 × 1/2) + (総報酬月額相当額 - 48万円)               |